## 事業承継を考えている 品川区内の事業者の皆様へ



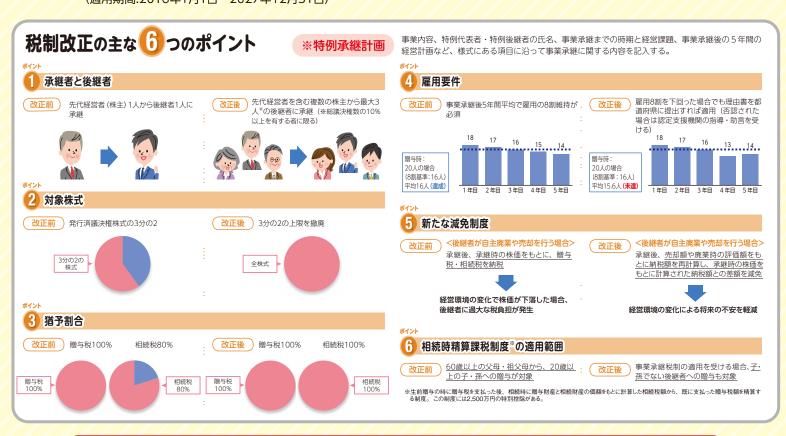
# 事業承継税制度改正のお知らせ

### 事業承継税制とは

中小企業や小規模企業において、経営者から贈与または相続により取得した株式等の財産に係る贈与税・相続税の納税猶予および免除に関する制度です。

事業承継の際に本制度を活用することで、後継者の税負担を軽減できます。

平成30年度の事業承継税制改正では、10年以内に実際に承継を行う者が今後5年以内に「特例承継計画」\*\*を都道府県庁に提出した場合、贈与・相続・遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税の納税が猶予されます。 (適用期間:2018年1月1日~2027年12月31日)



事業承継 税制改正のまとめ

お問い合わせ先

 $\succ$ 

- ❶税制の優遇を受けたい方は特例承継計画を都道府県に提出しよう。
- ❷経営者は株式の分散化や株価引き下げに関する心配が軽減できます。
- ❸相続時、売却時、廃業時のペナルティーが廃止や軽減されたので、 当税制を利用しやすくなりました。

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

#### 納税猶予を受けるための手続き(2018年1月1日以降の贈与・相続について適用)

#### 事業者 認定支援機関 都道府県庁 贈与・相続 都道府県庁 税務署 特例承継計画 特例承継計画を添付 事業者が 特例承継計画 税務署へ申告 を主な事業所 贈与の実行 し、認定申請 特例承継 に認定経営革 (認定書の写し、贈与 の所在地管轄 (贈与:翌年1月15日まで 計画を 新等支援機関 税または相続税の申 相続: 相続開始後 の都道府県庁 相続の開始 作成 の所見を記載 告書等を提出) に提出 8か月以内) 東京都への申請窓口・ 東京都 産業労働局 商工部 経営支援課

※品川区では事業承継に関する専門家による無料相談を実施しています。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

T163-8001

TEL 03-5320-4785